

石川県教育委員会文書管理規程 新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第3 (第58条関係) 文 書 番 号 の 記 号				別表第3 (第58条関係) 文 書 番 号 の 記 号			
学 校 名	記 号	学 校 名	記 号	学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋工業高等学校	羽工高	金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋工業高等学校	羽工高
大聖寺実業高等学校	大実高	宝達高等学校	宝高	大聖寺実業高等学校	大実高	宝達高等学校	宝高
大聖寺高等学校	大高	志賀高等学校	志高	大聖寺高等学校	大高	志賀高等学校	志高
加賀高等学校	加高	高浜高等学校	高高	加賀高等学校	加高	高浜高等学校	高高
加賀聖城高等学校	加聖高	七尾東雲高等学校	七東高	加賀聖城高等学校	加聖高	七尾東雲高等学校	七東高
小松商業高等学校	小商高	七尾高等学校	七高	小松商業高等学校	小商高	七尾高等学校	七高
小松工業高等学校	小工高	七尾城北高等学校	七城高	小松工業高等学校	小工高	七尾城北高等学校	七城高
小松高等学校	小高	鹿西高等学校	鹿高	小松高等学校	小高	鹿西高等学校	鹿高
小松北高等学校	小北高	田鶴浜高等学校	田鶴高	小松北高等学校	小北高	田鶴浜高等学校	田鶴高
小松明峰高等学校	小明高			小松明峰高等学校	小明高	中島高等学校	中高
寺井高等学校	寺高	富来高等学校	富高	寺井高等学校	寺高	富来高等学校	富高
鶴来高等学校	鶴高	穴水高等学校	穴高	鶴来高等学校	鶴高	穴水高等学校	穴高
野々市明倫高等学校	野明高	門前高等学校	門高	野々市明倫高等学校	野明高	門前高等学校	門高
松任高等学校	松高	能登高等学校	能高	松任高等学校	松高	能登高等学校	能高
翠星高等学校	翠高	能都北辰高等学校	能北高	翠星高等学校	翠高	能都北辰高等学校	能北高
金沢錦丘高等学校	金錦高	能登青翔高等学校	能青高	金沢錦丘高等学校	金錦高	能登青翔高等学校	能青高
金沢泉丘高等学校	金泉高	輪島高等学校	輪高	金沢泉丘高等学校	金泉高	輪島高等学校	輪高
金沢二水高等学校	金二高			金沢二水高等学校	金二高	輪島実業高等学校	輪実高
金沢中央高等学校	金中高			金沢中央高等学校	金中高	珠洲実業高等学校	珠実高
金沢伏見高等学校	金伏高	飯田高等学校	飯高	金沢伏見高等学校	金伏高	飯田高等学校	飯高
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	盲学校	盲学	金沢辰巳丘高等学校	金辰高	盲学校	盲学
金沢商業高等学校	金商高	ろう学校	ろう学	金沢商業高等学校	金商高	ろう学校	ろう学
工業高等学校	工高	明和特別支援学校	明特学	工業高等学校	工高		
金沢桜丘高等学校	金桜高	いしかわ特別支援学校	い特学	金沢桜丘高等学校	金桜高	総合養護学校	総養学
金沢西高等学校	金西高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特	金沢西高等学校	金西高	小松瀬領養護学校	小瀬養
金沢北陵高等学校	金北高			金沢北陵高等学校	金北高	養護学校	養護
金沢向陽高等学校	金向高	錦城特別支援学校	錦特学	金沢向陽高等学校	金向高	錦城養護学校	錦養学
内灘高等学校	内高	小松特別支援学校	小特学	内灘高等学校	内高	小松養護学校	小養学
津幡高等学校	津高			津幡高等学校	津高	明和養護学校	明養学
羽咋高等学校	羽高	七尾特別支援学校	七特学	羽咋高等学校	羽高	七尾養護学校	七養学
羽松高等学校	羽松高	医王特別支援学校	医特学	羽松高等学校	羽松高	医王養護学校	医養学

石川県教育委員会訓令第 号

庁 中 一 般
出 先 機 関
教 育 機 関

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月 日

石川県教育委員会

別表第3を次のように改める。

別表第3（第58条関係）

文 書 番 号 の 記 号

学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋高等学校	羽 高
大聖寺実業高等学校	大実高	羽松高等学校	羽松高
大聖寺高等学校	大 高	羽咋工業高等学校	羽工高
加賀高等学校	加 高	宝達高等学校	宝 高
加賀聖城高等学校	加聖高	志賀高等学校	志 高
小松商業高等学校	小商高	高浜高等学校	高 高
小松工業高等学校	小工高	七尾東雲高等学校	七東高
小松高等学校	小 高	七尾高等学校	七 高
小松北高等学校	小北高	七尾城北高等学校	七城高
小松明峰高等学校	小明高	鹿西高等学校	鹿 高
寺井高等学校	寺 高	田鶴浜高等学校	田鶴高
鶴来高等学校	鶴 高	富来高等学校	富 高
野々市明倫高等学校	野明高	穴水高等学校	穴 高
松任高等学校	松 高	門前高等学校	門 高
翠星高等学校	翠 高	能登高等学校	能 高
金沢錦丘高等学校	金錦高	能都北辰高等学校	能北高
金沢泉丘高等学校	金泉高	能登青翔高等学校	能青高
金沢二水高等学校	金二高	輪島高等学校	輪 高
金沢中央高等学校	金中高	飯田高等学校	飯 高
金沢伏見高等学校	金伏高	盲学校	盲 学
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	ろう学校	ろう学
金沢商業高等学校	金商高	明和特別支援学校	明特学
工業高等学校	工 高	いしかわ特別支援学校	い特学
金沢桜丘高等学校	金桜高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特
金沢西高等学校	金西高	錦城特別支援学校	錦特学
金沢北陵高等学校	金北高	小松特別支援学校	小特学
金沢向陽高等学校	金向高	七尾特別支援学校	七特学
内灘高等学校	内 高	医王特別支援学校	医特学
津幡高等学校	津 高		

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第11条 条例第40条第3項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに<u>空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。</u>）及び旅客保安サービス料を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う<u>旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができる。</u>外国の空港におけるこれに類する<u>料金を</u>支払う場合についても、同様とする。</p>	<p>第11条 条例第40条第3項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに<u>空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定により同規則に定める第一類営業者が地方航空局長の承認を受けて徴収する施設使用料に限る。</u>）<u>を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料に</u><u>相当する額を支給することができる。</u>外国の空港におけるこれに類する<u>使用料を</u>支払う場合についても、同様とする。</p>

石川県公立学校職員旅費取扱規程 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第11条 条例第40条第3項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に相当する額を支給することができる。外国の空港におけるこれに類する料金を支払う場合についても、同様とする。</p>	<p>第11条 条例第40条第3項の規定により、外国旅行する際、旅行者に旅客サービス施設使用料（成田国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社が徴収するもの、中部国際空港株式会社が徴収する旅客施設使用料並びに空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定により同規則に定める第一類営業者が地方航空局長の承認を受けて徴収する施設使用料に限る。） _____を徴収する国内の空港を利用する場合は、当該空港において支払う旅客サービス施設使用料に _____相当する額を支給することができる。外国の空港におけるこれに類する使用料を支払う場合についても、同様とする。</p>

石川県教育委員会訓令第 号

序 中 一 般
出 先 機 関
学校以外の教育機関

石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程（昭和41年石川県教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月 日

石川県教育委員会

第11条中「空港管理規則（昭和27年運輸省令第44号）第16条の規定により同規則に定める第一類業者が地方航空局長の承認を受けて徴収する施設使用料に限る。）」を「空港法（昭和31年法律第80号）第16条第3項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料」に、「旅客サービス施設使用料に」を「旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に」に、「使用料を」を「料金を」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の石川県教育委員会事務局等職員旅費取扱規程の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

石川県教育委員会告示第 号

石川県公立学校職員旅費取扱規程（昭和 37 年石川県教育委員会告示第 11 号）の一部を次のように改正する。

平成 22 年 3 月 日

石川県教育委員会

第 11 条中「空港管理規則（昭和 27 年運輸省令第 44 号）第 16 条の規定により同規則に定める第一類営業者が地方航空局長の承認を受けて徴収する施設使用料に限る。）」を「空港法（昭和 31 年法律第 80 号）第 16 条第 3 項の規定により同法に定める指定空港機能施設事業者が国土交通大臣に届け出て徴収する旅客取扱施設利用料に限る。）及び旅客保安サービス料」に、「旅客サービス施設使用料に」を「旅客サービス施設使用料及び旅客保安サービス料に」に、「使用料を」を「料金を」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この告示による改正後の石川県公立学校職員旅費取扱規程の規定は、この告示の施行の日以後に出発する旅行について適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。